

第5章 救援

第1節 救援の実施

1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

(1) 救援に関する措置

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び措置
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

1 救援の基準等

- (1) 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
- (2) 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

3 救援の内容

市長は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、次の点に留意して救援を実施する。

(1) 収容施設の供与

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、知事が指定する避難施設を供与する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が公民館等から移ることができるよう配慮する。

【収容施設の供与に関し留意すべき事項】

- ① 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ② 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ③ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ④ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ⑤ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ⑥ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ⑦ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ⑧ 提供対象人数及び世帯数の把握

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品は、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じている状況において、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等による食品の提供を行う。

飲料水は、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、または飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し必要な飲料水を提供する。

生活必需品等は、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、生活必需品を給与又は貸与する。

【食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関し留意すべき事項】

- ① 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ② 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ③ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ④ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

(3) 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにも関わらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

その医療の提供に当たっては、県の医療機関による医療活動を行うほか、日本赤十字社への医療の提供の委託や医療関係者に対する医療の実施の要請等も行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害との因果関係や経済的能力の如何を問うものでない。

【医療の提供及び助産に関し留意すべき事項】

- ① 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ② 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ③ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ④ 避難住民等の心身の健康状態の把握
- ⑤ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ⑥ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ⑦ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ⑧ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

(4) 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

この場合、防災航空隊の活用など県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。

【被災者の捜索及び救出に関し留意すべき事項】

- ① 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

(5) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

【埋葬及び火葬に関し留意すべき事項】

- ① 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ② 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ③ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

- ④ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- ⑤ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ⑥ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

(6) 電話その他の通信設備の提供

武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。

【電話その他の通信設備の提供に関し留意すべき事項】

- ① 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ② 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ③ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ④ 聴覚障害者等への対応

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、武力攻撃災害のため住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分について応急修理を行う。

【武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し留意すべき事項】

- ① 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ② 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ③ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ④ 応急修理の相談窓口の設置

(8) 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒（含む盲学校、ろう学校及び養護学校の児童又は生徒）及び高等学校等生徒に対して、教科書等の教材、文房具及び体操着やカバン等の通学用品を支給する。

【学用品の給与に関し留意すべき事項】

- ① 児童生徒の被災状況の収集
- ② 不足する学用品の把握
- ③ 学用品の給与体制の確保

(9) 死体の捜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索や遺族等が死体識別等のための洗浄や消毒の処置等を行う。

【死体の捜索及び処理に関し留意すべき事項】

- ① 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報の確認
- ③ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ④ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ⑤ 死体の一時保管場所の確保

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対して、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。

【日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関し留意すべき事項】

- ① 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ② 障害物の除去の施工者との調整
- ③ 障害物の除去の実施時期
- ④ 障害物の除去に関する相談窓口の設置